

細則 1 : 評議員の選任及び退任

令和5年5月11日 改定

第1条 評議員候補者

1. 輸血学・細胞治療学に関して功績のあった者 *
2. 理事長が1.以上の業績があるとして推薦した者

第2条 評議員候補者推薦の手続き

評議員候補者推薦の手続きは、理事会の定める内規1による。この事務手続きは、支部長を通して次期社員総会の8週間前までに、理事長宛に行う。

第3条 評議員審査委員会

副理事長を委員長とし、総務理事、編集委員会理事、庶務理事、教育委員会理事をもって評議員審査委員会を組織する。

評議員審査委員会は、前項の評議員候補者について適格性を審査し、その結果を次期社員総会の1週間前までに理事長に報告する。

第4条 評議員の委嘱

理事長は、評議員審査委員会の結果を社員総会に報告し、承認を得て評議員候補者に対して評議員を委嘱する。

第5条 評議員の退任

1. 評議員は、年齢70歳に達した後、初めて開催される社員総会をもってその任を終える。
2. 会員資格を失った場合。
3. 理事長は、評議員に以下の理由があるときは、評議員審査委員会の承認を経て、評議員の委嘱を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく※2年以上連続して評議員会を欠席した者もしくは連続する5年間で一度も社員総会に現地参加しなかった者（但し委任状は出席とはみなさない）。
 - (2) 病気その他の理由により、職務の遂行が不可能、若しくは著しく困難になったとき。
 - (3) その他、職務を行わせるのが本学会の利益に明らかに反すると認められる※※事由が生じたとき。

※ 正当な理由とは、海外に滞在、公式行事に参加もしくは健康上の理由などを示す。

※※・年会費を2年以上滞納し、督促にも応じなかった者。

・理事選挙等、学会の重大な方針決定における投票権を正当な理由なく2回以上連続して放棄した者。

第6条 細則1の変更

本細則を変更するには、評議員の(委任状含む)3分の2以上が出席した社員総会において、その3分の2以上の賛成を要する。

* 別添：「評議員資格に関する申合せ」参照